

査定および調査サービス

公益社団法人公的後見人・受託者協会 – 成年者向けサービス

弱い立場の成年者に対する虐待や、介護・世話の放棄もしくはセルフネグレクト（自己放任）が懸念される場合、ブリティッシュコロンビア州の法律はPGT—Public Guardian and Trustee〔公的後見人・受託者協会〕や指定機関（保健局、コミュニティリビングBC）にそれらに対処する能力を与えています。

PGTでは、精神上的の障害により判断能力を欠くために個人的な事柄をはじめ、財政的、法的な事柄の管理、保護、判断に支援が必要となりうる、弱い立場にある成年者に幅広いサービスを実施しています。

PGTが関与する状況は財政的な事柄の管理に関してのことが多くなっています。

PGTは弱い立場の成年者に関する懸念にどのように対処しますか？

- 本人を支援するために利用できる選択肢に関する情報を提供します。
- 虐待、介護・世話の放棄、セルフネグレクトに関する複雑な危険性が存在する状況に関連する問題の相談を行います。
- さらなる調査が必要となるかどうかの判断を行うことができます。

調査はいつ始められるのですか？

- 本人が精神上的の障害により判断能力を欠くため財政的な管理ができない懸念があるとき
- 特定の、緊急を要する、直ちに解決しなければならないニーズが発生したとき
- 権限をゆだねられている、または本人に成り代って対処する意思がありかつ対処ができる適格な人物がほかにいないとき

さらなる調査が必要のない場合、PGTは懸念を通告した人にその旨通知します。

調査する理由は？

- 現行の代理意思決定者が法的義務を果たしていないことを確かめるため
- 本人の財政的な事柄を保護し、管理する選択肢が設定されているかどうかを確かめるため
- 本人が代理意思決定者を選任する必要があるほど深刻な危険性に直面しているかどうかを判断するため

毎年PGTには、脆弱な成年者に関して懸念を抱く人々から1000件以上の通告が寄せられています。大半は友人や親族などの手助けにより個人的に解決されています。

PGTは調査で何をしますか？

PGTが調査する目的は、本人が実際に支援を必要としているかどうか、そして支援を必要とする場合はどのような支援が必要なのかを判断することです。

常に、押しつけがましくない方法で、かつ最大限の効果のある選択肢を見つけることを最重視しています。

必要な場合、PGTは個人的、法的、財政的事柄を管理する本人の能力に関して関連のある情報を収集する権限を持っています。調査の範囲は、各々の状況のリスク、緊急性、および事情などの要因によって異なります。

- PGTは照会してきた関係者や本人の身近な人に相談します。
- 財産が危険な状態かどうかを判断し、もし危険な状態だとしたらその財産を保護する選択肢を考えます。
- 身近に本人の支援ができる人がいるかどうか確かめます。
- 代理意思決定者に本人の財産、収入、支出がどのように管理されているかについて明細を見せてくれるように頼みます。
- 本人の財政的状況に関する内容（銀行の預金明細、投資明細を含む）を見せてくれるように要請します。
- 指定医療機関と相談します。
- 本人の掛かりつけの医師またはヘルスケア提供者に、本人が自分のすべき事柄の管理が無理かどうかの情報または判断を要請します。

本人はどのように関与しますか？

- 本人には調査を行うことを知らせ、選択肢に関して相談します。
- 本人は支援してくれる人物を指定できます。
- 本人は自分に関する様々な事柄の管理について提案を行えます。

成年後見法の指針

- 成年者は自分の希望通りに生きる権利と、自分に関する様々な事柄についての意思決定ができる間は、支援、援助、保護を受けるか受けないかを決める権利があります。
- 成年者は、自分自身の身の回りの世話や財政的な事柄に対処できなくなったとき、最も効果的で最も制約や押しつけがましさを少ない形で支援、援助、保護を受ける権利があります。
- 裁判所は財産管理人・身上監護人の選任を求められるべきではなく、また実際に選任するべきではありません。ただし支援や援助の提供など代替手段を試みたり、慎重に検討した場合は除きます。
- 意思決定が全くできないことが証明されるまで、各成年者は自分の身の回りの世話、医療ケア、財政的事柄に関する意思決定ができるものと見なされます。
- 成年者が他人とコミュニケーションをとる方法は、意思決定能力がないと断定する根拠にはなりません。

起こりうる結果はどのようなものですか？

代理意思決定者がいる場合

- ・代理意思決定者が法的義務を果たしていない場合、また本人自体もしくは本人の財産が危険にさらされている場合、PGTはその懸念の解決を試みます。もしくは誰かほかの人を意思決定者に定めます。

健康上と安全上の懸念がある場合

- ・成年者が虐待をうけたり放置されている場合で、自分で世話人を手配できない場合、PGTは指定機関を関与させる必要があります。

支援の選択肢

- ・PGTは成年者の支援に役立つコミュニティのリソースに関する事柄を提供できます。
- ・PGTはあらかじめ計画できる選択肢を検討する援助をします。
- ・信頼できる人物が本人に関する様々な事柄を管理する権限を得る措置をとることができます。
- ・本人が財政的事柄を管理できない場合で支援できる人がいない場合、PGTがその本人に関する様々な事柄を管理する権限を得る措置をとります。

PGTは財産管理人として選任された場合、その成年者本人の財政的事柄の管理を責任を持って行います。この財政的事柄には、財産の安全性の確保、請求書等の支払いが含まれます。PGTはこのサービスに対して手数料を請求します。

PGTは、通告した人の身元をはじめ入手した情報の機密と安全性を守ることを確約いたします。個人情報の収集、使用、開示は、情報公開法・個人情報保護法並びにBC州の法律などに従って行われなければなりません。

ご質問・ご懸念事項

調査や査定プロセスに関してご質問やご懸念事項がある場合には、直接当機関へお問い合わせください。お問い合わせ先は次ページ掲載されています。またはmail@trustee.bc.caへEメールでお問い合わせください。

PGT発行の出版物

PGTが財産管理人・身上監護人となる場合 [When the PGT is Committee]

支援のしかた [How You Can Help]

それはあなたのチョイスですーパーソナル・プランニング・ツール [It's Your Choice - Personal Planning Tools]

査定および調査サービス 紹介フォーム [Assessment and Investigation Services Referral Form]

これらの出版物はPGTのWebサイト (www.trustee.bc.ca) でダウンロードできます。またはご依頼があればお送りいたします。

お問い合わせ
Public Guardian and Trustee
〔公益社団法人公的後見人・受託者協会〕

Assessment and Investigation Services (AIS)
〔査定および調査サービス〕

☎ フリーダイヤル	1.877.511.4111
☎ 電話	604.660.4507
☎ フリーダイヤル	1.855.660.9479
☎ 電話	604.660.9479
@ Email	AIS-HCD@trustee.bc.ca

🕒 PGT業務時間 月曜～金曜 8:30 amから4:30 pm

フリーダイヤル

フリーダイヤル通話はService BCを通じて掛けられます。
お住まいの地域の電話番号(下記をご覧ください)をダイヤルし、
Public Guardian and Trustへつないでくれるよう依頼してください。

☎ バンクーバー	604.660.2421
☎ ビクトリア	250.387.6121
☎ これ以外のBC州の地域	1.800.663.7867

